

マスクと手指の消毒液の品不足解消に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

マスクと手指の消毒液の品不足解消に関する質問主意書

私は二月七日の予算委員会で、マスクの価格高騰を踏まえ、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに関する緊急措置に関する法律で、マスクを特定物資に指定すべきと申し上げたが、衛藤大臣からは「一部、インターネット上においてマスク等の転売が散見される現段階においては、なじみにくい」「マスクの品薄状態に対しましては、厚生労働省及び経済産業省から業界団体に増産の要請を行」っているとの答弁であった。それから二十日経った現在においても、店頭でのマスクの品薄状態は全く解消していない。

二月二十五日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定され、この一、二週間が非常に重要な時期だとして国民にマスクの着用や手指の消毒をお願いしているにもかかわらず、市中にはマスクも手指の消毒液も、ほとんど出回っていない。

一 この状況において、依然として政府は、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに関する緊急措置に関する法律を発動し、マスクや手指の消毒液を特定物資に指定することは時期尚早との立場を維持するのか。今指定しないでいつ指定するのか。ただちに指定し、売渡しの指示などを行って、インターネットを使用しない高齢者などもマスクや手指の消毒液を店頭で入手できるよう、手を尽くすべきではないか。厚生労働省

働省や経済産業省が増産や輸入に尽力しているとのことだが、あらゆる政策を総動員するという総理の指示に対して、衛藤大臣は消費者保護の観点から全く応えていないのではないか。

二 インターネット上では、消費者庁がプラットフォームに改善指導したとする二月二十六日以降もなお、マスクや手指の消毒液の商品本体の価格は抑えつつも、法外な送料を設定する転売の手口が横行している。しかも送料の文字が小さく薄い色で表示されるなど、消費者が認識しにくい表示となっている。国の緊急事態において、政府はこのような状況を看過していてよいのか。

右質問する。